

補助金・交付金チェックシート(No.1)

補助金名 (交付金名)	新規就農促進補助金 (経営開始型・経営開始資金) (経営発展支援事業)	開始 年 度	24年度
----------------	--	-----------	------

団 体 名	各個人	団体等 の状況	☐ 課税事業者 ☐ 免税事業者
-------	-----	------------	--

助成の根拠規定等 (条例・規則・要綱等)	農業人材力強化総合支援事業実施要綱, 新規就農者育成総合対策実施要綱, 北海道農業次世代人材投資事業実施要領, 北海道農業次世代人材投資事業補助金交付要領, 北海道経営発展支援事業補助金交付事務取扱要領, 函館市新規就農促進補助金実施要綱
-------------------------	---

○補助事業の内容および目的・効果

内 容	市内に住所を有する認定新規就農者に対する資金の交付 (1) 経営開始型・経営開始資金 年間最大150万円の経営開始資金を交付(夫婦の場合, 1.5倍を交付) (2) 経営発展支援事業 最大375万円の機械・施設等の導入資金を交付(夫婦の場合, 1.5倍を交付)
目 的	(目 的) 農業従事者の高齢化が急速に進展していることから, 次世代を担う農業者の育成・確保に向け青年新規就農者の増加を目指す。
・ 効 果	(効 果) 就農前後の青年新規就農者に対して資金を交付することで, 経営の安定化および, 機械・施設の導入による作業効率の向上や経営発展への効果が期待できる。

○補助事業の収支状況 ※上段:補助事業等に要する経費 [下段]:補助対象経費 (単位:千円)

	年 度	助 成 金		事業収入	会 費	繰越金		計
		市	その他					
収 入	R5 (決算)	14,221 [14,221]						14,221 [14,221]
	R6 (決算)	11,901 [11,901]						11,901 [11,901]
	R7 (予算)	7,425 [7,425]						7,425 [7,425]
	R7 (決算)	7,425 [7,425]						7,425 [7,425]
	R8 (予算)	2,400 [2,400]						2,400 [2,400]
	R8 (決算)							
支 出	年 度	人件費	事務費	事業費	上部団体 負担金等			計
	R5 (決算)			14,221 [14,221]				14,221 [14,221]
	R6 (決算)			11,901 [11,901]				11,901 [11,901]
	R7 (予算)			7,425 [7,425]				7,425 [7,425]
	R7 (決算)			7,425 [7,425]				7,425 [7,425]
	R8 (予算)			2,400 [2,400]				2,400 [2,400]

補助金・交付金チェックシート(No.2)

補助金名 (交付金名)	新規就農促進補助金 (経営開始型・経営開始資金) (経営発展支援事業)
----------------	--

○基本的視点の再チェック

基 本 的 視 点		適	不適	説 明
1	公益性 (明確な公益性があるか) ①広く市民生活の向上に貢献する事業 ②市民ニーズが高い事業	☒ ☒	☐ ☐	農業従事者の高齢化が急速に進展する中, 新規就農者を増加させる必要がある。新規就農するにあたり所得の確保等が課題となるため, 新規就農者に補助金を交付することにより経営の安定化を図り, 新規就農者を増加させる。
2	必要性(補助しなければならない事業であるか)	☒	☐	経営開始型, 経営開始資金および経営発展支援事業については市町村が事業主体として実施することとされている。
3	自主性(自主自立に向け努力しているか)	☒	☐	独立・自営就農であること, 実現可能と見込まれる青年等就農計画の作成を要件としている。
4	有効性(他の手法ではなく補助することが, 施策目的実現に最適か)	☒	☐	新規就農者の経営の安定化を図り, 就農者を増加させるため支援が必要である。

○財政的視点のチェック

財 政 的 視 点		不適	不適の場合の理由と今後の対応について
1	積算内訳は, 前年踏襲となっていないか	☐	
2	補助金等の使途は適切である	☐	
3	積算基準は定められている	☐	
4	補助割合は, 補助対象経費の1/2以内である	☒	国が定める要綱等で1人あたり年間最大150万円(夫婦の場合, 1.5倍)等の交付額としている。
5	前年度繰越金は生じていないか	☐	
6	自主財源の確保に努めている (最低でも前年度の収入を確保しているか)	☐	
7	経常経費の節減に努めているか	☐	

補助金・交付金チェックシート(No.3)

補助金名 (交付金名)	新規就農促進補助金 (経営開始型・経営開始資金) (経営発展支援事業)
----------------	--

○補助効果の検証

(効果測定方法, 具体的な数値等) 交付対象者から年に2回提出のある就農状況報告やサポートチームとの圃場確認等を通じて就農状況の確認を行う。 (1) 経営開始型・経営開始資金 : 交付期間内および交付終了後5年間 (2) 経営発展支援事業 : 事業実施の翌年度から2年間	
(達成状況) 令和6年度決算 (1) 経営開始型・経営開始資金 対象者 7名(5組) 補助金額8,775,000円 (2) 経営発展支援事業 対象者 1名 補助金額3,126,000円	



(評価) 十分効果をあげている ☒ 一定の効果をあげている ☐ 効果が疑問である ☐ その他 ☐	(理由) 就農直後の青年新規就農者に対して経営確立に資する経営開始資金および機械・施設等の初期投資に伴う資金を支援をすることで、青年新規就農者の定着・増加が期待できるため。
---	---

○今後の方向性

☒ 現行のまま補助を継続 ☐ 見直したうえで補助を継続 ☐ 廃止 ☐ その他	(見直しの内容) 補助金額の全額が国庫補助金でまかなわれており、国の制度に基づく必要な補助であるため。		
		(見直しの時期)	
			(廃止の理由)
(廃止の時期)			

○終期の設定

終期設定	☐ 終期到来により廃止 ☒ 終期到来時に再検討	次回チェック年度(予定)
令和 10 年度		令和 10 年度